

国民年金基金における年金記録の 適正な整備等について

平成19年11月
厚生労働省

国民年金基金（以下「基金」という。）に対し、年金記録の適正な整備等のため、次のような指導（通知）を行った。

1 加入員の届出等の徹底（速やかに実施）

基金に対する氏名及び住所変更等に関する加入員の届出の徹底を図るとともに、基金は、改めてその備える年金記録の適正な管理を行う。

2 国民年金の記録訂正情報の基金への提供等（速やかに実施）【別紙参照】

国民年金の記録訂正が基金の加入員に係るものであるときは、社会保険庁から基金に対し情報提供する。

3 定期的な年金記録等の提供（平成20年度実施）

各基金の実情に応じ、定期的に、基金から加入員に対し、年金記録等に関する情報提供を行うよう努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

4 裁定請求の勧奨（速やかに実施）

定期的に、基金から加入員に対し裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

(注 1) 国民年金基金連合会についても、基金と同様の指導を行った。

(注 2) 社会保険庁から基金等に対し、個人情報の保護の観点に留意しつつ、新規裁定者に関する住所情報等及び国民年金被保険者のうち基金の加入員に係る住所情報等を提供する（平成 20 年度実施）。

被保険者原簿の記録訂正に関する事務処理

